

第 7 回

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

報告事項

報告第 1 号

行政区の範囲、名称及び事務所の位置について

さいたま市において作成することとした合併することとなった場合の岩槻市の行政区の範囲、名称及び事務所の位置の取扱い（案）について、別紙のとおり報告する。

平成 1 6 年 3 月 2 9 日報告

さいたま市・岩槻市任意合併協議会

会長 兵 藤 釗

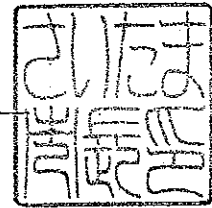


別紙

政 政 発 第 5 9 号
平成16年2月13日

さいたま市・岩槻市任意合併協議会
会長 兵藤 剣 様

さいたま市長 相川 宗



行政区の範囲、名称及び事務所の位置について（報告）

さいたま市において作成することとされました、合併することとなった場合の岩槻市の行政区の範囲、名称及び事務所の位置についての取扱い案につきましては、岩槻市の要望を踏まえ、下記のとおりとりまとめましたので報告いたします。

記

- 1 行政区の範囲 現在の岩槻市の区域をもって、ひとつの行政区とする
- 2 行政区の名称 いわつきく 岩槻区とする
- 3 行政区の事務所の位置 岩槻市本町6丁目1番1号（現在の岩槻市役所）をもって、行政区の事務所の位置とする